

初期契約解除のお手続き方法

1. 初期契約解除(クーリングオフ)期間

書面「お申込内容のご案内」到着後 8 日間以内もしくは転用日または新設光回線開通工事日(以下両方をまとめて工事完了日といいます)から 8 日間以内を初期契約解除期間とし、この期間内にサービスにご満足頂けないなどの理由で解約される場合は、弊社に契約を解除する旨を書面により通知、もしくはお電話にて申告いただくことで初期契約解除を行うことができます。

2. お手続き方法

《ハガキによるお手続き》

ハガキに以下の項目を記載し、郵送いただけるようお願いいたします。上記の期間内に発送いただければ有効となります。

■ ハガキの表面

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-26 一ツ橋 SIビル2F
株式会社フォーバルテレコム コンシューママーケツト部 行

■ ハガキの裏面

- ・ 書面「お申込内容のご案内」の受領日
- ・ ご契約者様の氏名
- ・ 書面「お申込内容のご案内」に記載されたお客様ID
- ・ ご契約者様の電話番号
- ・ 必ず「クーリングオフ希望」と書き添えてください。

《電話によるお手続き》

下記窓口までお電話いただき、お客様のお名前と書面「お申込内容のご案内」に記載の「お客様ID」をお申し付けください。

■ ご連絡先

iSmart 接続サポートセンター(平日:10:00~19:00 土日祝:10:00~18:00 年末年始を除く)
固定電話からは : 0120-932-357(フリーダイヤル)
固定電話以外からは : 0570-099-357(ナビダイヤル)

3. 初期契約解除について不実告知が合った場合

弊社又は販売代理店が初期契約解除について不実のことを告げたことにより、お客様が書面「お申込内容のご案内」の初期契約解除を誤認し、これによって上記の期間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。上記の「お手続き方法」と同様の方法でお申し付けください。

4. 初期契約解除にあたっての留意事項

1. 初期契約解除を行った場合、書面「お申込内容のご案内」に記載された契約解除手数料はかかりません。この場合、弊社はおお客様に対して

- ① 損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求することはありません。
- ② ただし、工事完了日よりご利用いただいた日数の利用料(書面「iSmart ひかりをお申込みのお客様へ」の「4. 月額利用量等」に記載のもの)及び契約事務手数料、サービス開通に伴う工事費用(書面「iSmart ひかりをお申込みのお客様へ」の「6. 初期費用、工事費等」に記載のもの)はご請求させていただきます。
- ③ また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く)をお客様に返還いたします。

2. 弊社が提供する光回線サービス「iSmart ひかり」及び本書同封の「お申込内容のご案内」に記載のオプションサービス以外のサービス(販売店等が独自に付加するオプションサービス等)にご加入いただいている場合は、初期契約解除とは別途で解約手続きが必要です。